



## ～令和5年度 税制改正大綱(相続税・贈与税)～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



令和5年度(2023年)税制改正大綱が昨年12月に公表されました。現時点ではまだあくまで改正案ですが、正式には国会で可決されて決定する予定です。

### 1. 生前贈与加算の対象期間が3年から7年に延長

相続開始前3年以内の相続人に対する贈与は、相続財産に持ち戻して相続税を計算します。その対象期間が3年から7年に延長されることになりました。なお一定の緩和策として、相続開始前4年から7年間の贈与財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除する措置が取られます。

※令和6年1月1日以後の贈与財産に係る相続税から適用

なお、生前贈与加算の対象者に変更はありませんので、遺産を相続する相続人以外(子の配偶者や孫等)に対する贈与は生前贈与加算の対象にはなりません。

### 2. 相続時精算課税制度の見直し(110万円基礎控除)

相続時精算課税制度とは2,500万円まで贈与税が非課税で贈与できます。ただし、相続時に贈与財産を相続財産に加算して、相続税の課税対象として一体的に計算する制度です。贈与した財産を相続時に相続財産に加算するため、相続税がかかる場合には基本的に節税効果が見込めないこと、暦年贈与とちがい110万円の基礎控除がないため少額の贈与でも贈与税申告が必要で煩雑であることから利用が伸びていませんでした。今回、新たに110万円の基礎控除が設けられ110万円以下の贈与は贈与税申告が不要になりました。また、相続税の計算においても110万円以下の贈与は相続財産に加算する必要はありません。

※令和6年1月1日以後の贈与財産に係る相続税又は贈与税から適用

### 3. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税

#### (1) 教育資金の一括贈与

現行制度は令和5年3月31日までが適用期限となっていました。令和8年3月31日まで3年間延長されることとなります。なお、富裕層の節税的な利用を防ぐための措置が設けられます。現行は贈与者の相続時に教育資金として利用していない金額があっても、受贈者が23歳未満であれば受贈者が相続等により取得したものとみなされませんが、改正後は相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは使いきれなかった金額は相続等により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

#### (2) 結婚子育て資金の一括贈与

現行制度は令和5年3月31日までが適用期限となっていました。令和7年3月31日まで2年間延長されることとなります。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)  
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号  
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp